

日本のひなた宮崎 国スポ・障スポ 都城市防疫対策要項

1 趣旨

この要項は、「日本のひなた宮崎 国スポ・障スポ 都城市医事衛生基本計画」に基づき、「日本のひなた宮崎 国スポ・障スポ」（以下「大会」という。）における防疫対策について、必要な事項を定めるものとする。

2 実施方法

日本のひなた宮崎 国スポ・障スポ 都城市実行委員会は、日本のひなた宮崎国スポ・障スポ 実行委員会（以下「県実行委員会」という。）と相互に連絡調整を図るとともに、関係機関等の協力を得て防疫対策を実施する。

3 実施業務

（1）衛生に対する意識の向上

感染症の発生予防のため、市民及び大会参加者等の衛生に対する注意喚起を図り、手洗いをはじめとする感染対策等、予防に向けた取組を奨励する。

（2）感染症に関する情報の収集及び提供

大会参加者等に感染症患者が発生した場合は、関係機関が迅速に対応できるよう、必要な連絡体制を整備する。また、本市内及び宮崎県内での流行状況を常に監視するとともに、ホームページ等を活用して大会参加者等への情報提供及び注意喚起を行う。

（3）感染症患者発生時の措置

大会参加者等に感染症患者（疑似症患者，無症状病原体保有者を含む。）が発生した場合、患者に対して医療機関に関する情報を迅速に提供するなど、適切な治療を受けられるよう努める。また、感染の拡大防止に向けて保健所等の関係機関の指導・助言を遵守するとともに、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等に基づき必要な措置を講じる。

4 その他

（1） この要項に定めるもののほか、防疫対策の実施に関して必要な事項は別に定める。

（2） 大会の開催に伴い本市で実施する競技別リハーサル大会における防疫対策についても、この要項を準用する。